

平成29年4月1日制定

## 一般委託（測量・地質調査・建築設計・建設コンサルタント）を対象とした 社会保険等未加入対策の適用について

業務委託における測量・地質調査・建築設計・建設コンサルタントは、工事委託と一般委託で共通の登録であるため、どちらの発注でも入札参加できます。

工事委託（測量・地質調査・建築設計・建設コンサルタント）に社会保険等の未加入対策を実施することに伴い、一般委託で発注する「測量・地質調査・建築設計・建設コンサルタント」についても、工事委託に準じて、社会保険等未加入対策を適用します。

なお、社会保険等への加入手続きには日数を要しますので、未加入者（適用除外者を除く）に該当する場合は、早期に加入手続きを行ってください。

### 1. 対策の内容

#### (1) 競争入札参加資格登録について

- ①社会保険等への加入義務がある事業者が加入していない場合、本市の競争入札参加資格登録を認めません。
- ②登録済みの事業者においても加入義務がある事業者が加入していない場合、登録更新を認めません。

### 2. 社会保険等の未加入対策の実施開始日

平成29年4月1日から実施を開始します。

### 3. 社会保険等の未加入対策の対象

上記の実施日以降に、契約課で行う一般委託契約のうち、「測量・地質調査・建築設計・建設コンサルタント」が対象となります。

### 4. 加入義務がない場合の取扱い

健康保険、厚生年金保険、雇用保険のいずれか、またはすべてに加入義務がない場合は、「社会保険等適用申出書」に記載している理由により、加入義務がないことを確認します。

5. 加入状況の確認

(1) 社会保険等に加入していることを証明できる書類（写しを提出）

社会保険の種類	本市で指定する証明書類一覧
雇用保険	<p>下記「①+②」の組み合わせ、もしくは「③+④」の組み合わせの提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「労働保険概算・確定保険料申告書」</li> <li>②「納付書・領収証書」もしくは「口座振替結果通知」</li> <li>③「労働保険料等納入通知書」</li> <li>④「労働保険料等領収書」</li> </ul>
健康保険	<p>下記のAかBで該当する方の書類を提出してください。</p> <p>A. 加入事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」</li> <li>②「納入告知書 納付書・領収証書」（窓口払）</li> <li>③「保険料納入告知額・領収済額通知書」（口座振替）</li> </ul> <p>※ ①～③のうち、いずれか1つの書類が必要です。</p> <p>B. 適用除外事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④「健康保険被保険者適用除外承認証」</li> <li>⑤「国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険など）の領収書等」</li> </ul> <p>※ ④と⑤の両方の書類が必要です。</p>
厚生年金保険	<p>下記①～③のうち、いずれか1つの書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」</li> <li>②「納入告知書 納付書・領収証書」（窓口払）</li> <li>③「保険料納入告知額・領収済額通知書」（口座振替）</li> </ul>
※注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保険料等の納付を口座振替又はネットバンキングで行っている場合は、納入すべき額が記載された通知書と、その金額が実際に引き落とされたことが確認できる部分の通帳（又は取引明細書）の写しを併せてご提出ください。（不要な部分は黒く塗りつぶしていただいて構いません。）</u></li> <li>・ 上記の証明書類のうち、領収書等は、原則として、全て提出日の前月分のものでします。</li> </ul>

令和元年6月24日改正

# 社会保険等適用申出書

年 月 日

(宛先)  
横須賀市長  
横須賀市上下水道事業管理者

所在地  
申出者 商号又は名称  
代表者役職名  
及び氏名 印

横須賀市競争入札参加資格の申請にあたり、下記のとおり申し出ます。また、この申出書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

### 1 健康保険及び厚生年金保険

加入しています。(別途、①～③のいずれかの確認書類の添付が必要)

(確認書類)  ①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

②納入告知書 納付書・領収証書(窓口払い)

③保険料納入告知額・領収済額通知書(口座振替)

④その他( )

※ 健康保険の適用除外事業者は、「健康保険被保険者適用除外承認証」及び「国民健康保険組合(全国土木建築国民健康保険など)の領収書等」が必要です。

加入義務がありません。

(理由)  ①常時使用される者が5人未満の個人事業所

②個人事業主と、その家族従業員

③雇用される者が短時間労働者

④その他( )

### 2 雇用保険

加入しています。(下記「①+②」の組み合わせ、もしくは「③+④」の組み合わせの確認書類の添付が必要)

(確認書類)  ①労働保険概算・確定保険料申告書

②保険料納入に係る領収済通知書

③労働保険料等納入通知書

④労働保険料等領収書

⑤その他( )

加入義務がありません。

(理由)  事業主、代表者、役員のみが就労

雇用される者が65歳以上

その他( )

※保険料等の納付を口座振替又はネットバンキングで行っている場合は、納入すべき額が記載された通知書と、その金額が実際に引き落とされたことが確認できる部分の通帳(又は取引明細書)の写しを併せてご提出ください。(不要な部分は黒く塗りつぶしていただいて構いません。)

※ 該当する  にチェックしてください。「その他」の場合、具体的な理由を( )に記載してください。

※ 記載内容に疑義が生じた場合に、関係機関に問い合わせることがあります。